

日本選挙学会編集委員会規程

(編集委員会)

第1条 日本選挙学会は、機関誌（日本選挙学会年報『選挙研究』）を発行するために、編集委員会を置く。

2 編集委員会は、機関誌の編集に関する全ての権限を有する。

(機関誌)

第2条 機関誌の発行は、原則として年2回とする。

(構成)

第3条 編集委員会は、1名の編集委員長および若干名の編集委員によって構成される。

2 編集委員長は、理事の中より、理事会によって選任されるものとする。

3 編集委員は、編集委員長が会員の中より推薦し、理事会の承認を得るものとする。

4 編集委員会は、当該編集委員会の編集委員長が選任され、編集委員が承認された年度の次年度に発行する機関誌の編集を担当するものとする。

(任期)

第4条 編集委員長の任期は、理事会によって選任された日から、編集事務を担当する機関誌全てを発行した日までとする。

2 編集委員の任期は、理事会で承認を得た日から、編集事務を担当する機関誌全てを発行した日までとする。

(委員長)

第5条 各巻を担当する編集委員長は、編集委員会を主宰し、機関誌の編集を統括する。

(論文)

第6条 機関誌は、次の各号に定める論文等によって構成される。

(1) 編集委員会が執筆を依頼した論文等

(2) 査読委員会が掲載を可とした投稿論文

(投稿論文の審査・掲載)

第7条 編集委員会は、投稿された論文の掲載可否の審査を、査読委員会に依頼する。

2 編集委員会は、第6条第1項第2号の投稿論文の掲載巻号を決定する。

(著作権)

第8条 機関誌が掲載する論文の著作権は、執筆者本人に帰属するものとする。ただし、掲載論文の執筆者が当該論文の転載を行う場合には、必ず事前に本学会事務局及び出版社に文書で連絡するものとし、転載は、発行から1年以上経過した後に行うものとする。

2 執筆者本人は、機関誌に掲載された論文が第三者の著作権を侵害しないことを保証する。また、第三者の著作権を侵害したことに伴う一切の責任は、執筆者本人が負

うものとする。

(電子化)

第9条 機関誌に掲載された論文等は、原則として電子化し、コンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(1) 第6条第1項第1号に該当する論文等は発行から1年経過後に公開する。

(2) 第6条第1項第2号に該当する論文は発行と同時に公開する。

2 機関誌に掲載された論文等の執筆者は、次の各号に定める電子化に伴う利用行為に原則として同意するものとする。

(1) 当該論文等を複製し、サーバに格納すること(送信可能化)

(2) ネットワークを通じて当該論文等を広く社会に無償で公開すること(公衆送信)

(3) 当該論文等の保全のための複製を行うこと(バックアップ)

3 掲載論文等の執筆者は、前項各号の利用行為に同意できない場合には、以下の期間内に編集委員会に文書で連絡するものとする。

(1) 第6条第1項第1号に該当する論文等は入稿から1週間以内。

(2) 第6条第1項第2号に該当する論文は掲載決定から1週間以内。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会によって行われるものとする。

付記 本規程は、昭和62年6月1日より施行される。

改定 (昭和63年7月27日理事会決定)

改定 (平成9年12月20日理事会決定)

改定 (平成14年3月9日理事会決定)

改定 (平成14年12月7日理事会決定)

改定 (平成15年5月18日理事会決定)

改定 (平成20年3月15日理事会決定)

改定 (平成23年3月5日理事会決定)

改定 (平成24年12月8日理事会決定)

改定 (令和8(2026)年6月20日理事会決定)